

本市のごみ処理について

1. 仙台市一般廃棄物処理基本計画について

「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法) 第 6 条第 1 項に基づき、市町村がその区域内で発生する一般廃棄物の処理に関する施策等について定める計画として策定している。現行計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年となっている。

施策の基本的な方向性

- ・「資源循環都市づくり ～さらなる循環型社会の構築」
- ・「低炭素都市づくり ～低炭素社会の構築に向けた統合的な取組みの推進」
- ・「市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進」

基本目標

ごみ総量(生活ごみと事業ごみの合計)	リサイクル率
平成32年度に 360,000トン以下	平成32年度に 35%以上
1人1日当たりの家庭ごみ	燃やすごみの量
平成32年度に 450グラム/人・日以下	平成32年度に 305,000トン以下

2. 仙台市廃棄物対策審議会について

本審議会は、廃棄物処理法第 5 条の 7 第 1 項及び第 2 項、「仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 7 条に基づき、本市の廃棄物に関する施策等について、調査・審議することを目的に設置されている。(委員 20 名、任期 2 年)

審議内容

- ・一般廃棄物の減量等に関する事項
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理の推進に関する事項
- ・その他一般廃棄物及び産業廃棄物に関する対策について必要と認められる事項

廃棄物処理法

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

3. 本市のごみ処理体制について

本市で処理する一般廃棄物は、家庭から排出される生活ごみと、事業者から排出される事業ごみに大別され、生活ごみについては、一部を除き家庭ごみ等の定日収集により収集し、その全量を市が処分している。事業ごみについては、排出者責任の原則に基づき、事業者自らの運搬又は許可業者により収集運搬し、処分を民間が行う一部の資源物を除いて市が処分を行っている。

図1 廃棄物処理法に定める一般廃棄物

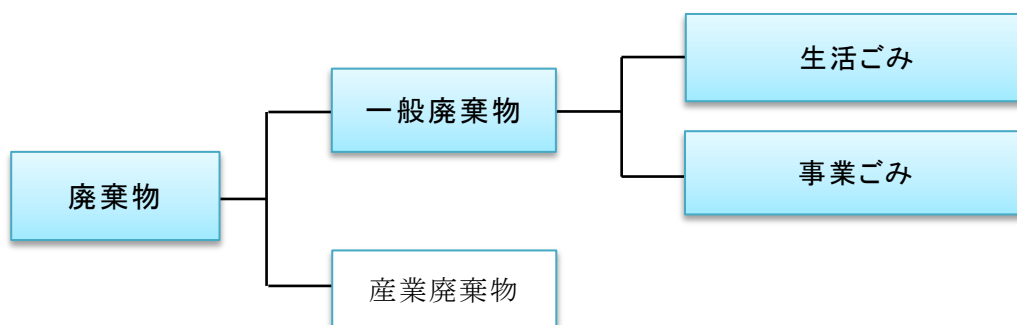


図2 ごみの分別・処理体制

	収集品目	排出場所	収集主体	処理手法
生活ごみ	紙類定期回収 月2回、無料、種類別に結束	ごみ集積所	委託業者	資源化
	缶・びん・ペットボトル等 週1回、無料、回収容器			資源化・残渣処理
	プラスチック製容器包装 週1回、有料、指定袋			資源化・残渣処理
	家庭ごみ 週2回、有料、指定袋			焼却灰埋立
	粗大ごみ 2週1回、有料(品目別)、各戸収集	各戸別	直営・許可業者	資源化・残渣処理
	臨時ごみ 随時、有料(品目別又は重量)、各戸収集			資源化・残渣処理
事業ごみ	事業ごみ 許可業者による収集 自己搬入		許可業者	資源化・残渣処理・ 焼却灰埋立 直接埋立

4. ごみ量等の推移

(1) ごみ総量

ごみ総量については、平成 20 年 10 月から実施した「家庭ごみ有料化」により減量が進んだが、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により急増し高止まりが続く事態となった。

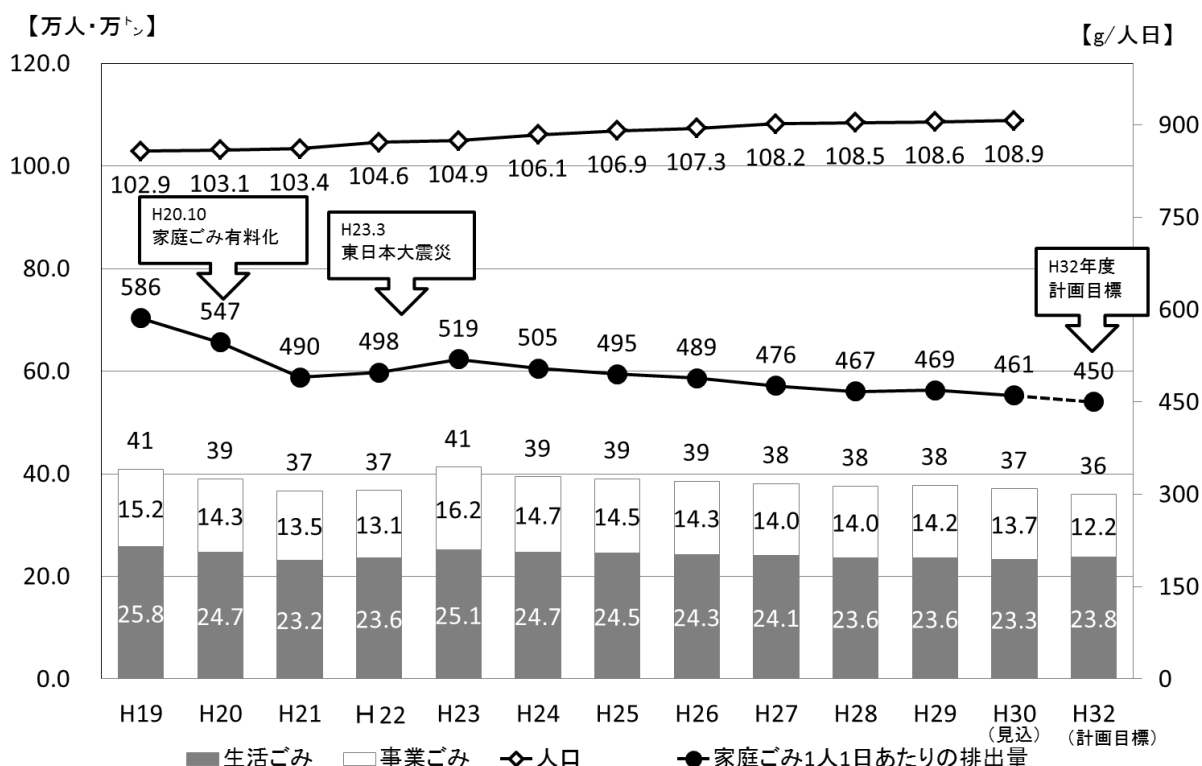
こうしたことから、ごみの減量と資源物の分別強化に向け、「ワケアップ！仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンを展開するなどの取り組みを進め、ごみ総量は震災前の水準に戻りつつある状況である。

「缶・びん・ペットボトル等」、「プラスチック製容器包装」、「紙類定期回収」、「家庭ごみ」、「粗大ごみ等」の合計である生活ごみについては、人口増加が続いている中、計画目標達成に向け順調に推移しており、市民 1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量も減少傾向となっている。

事業ごみについては、費用負担の適正化及び減量・リサイクルを推進するため、平成 30 年 4 月に清掃工場等のごみ処分手数料の改定※を行ったところであり、清掃工場での排出物検査（展開検査）の強化などにより、平成 30 年度（見込量）は、前年度より減少する見込みとなっている。

※100kg 毎 1,000 円→100kg1,500 円及び 100kg 超の場合 10kg 毎 150 円

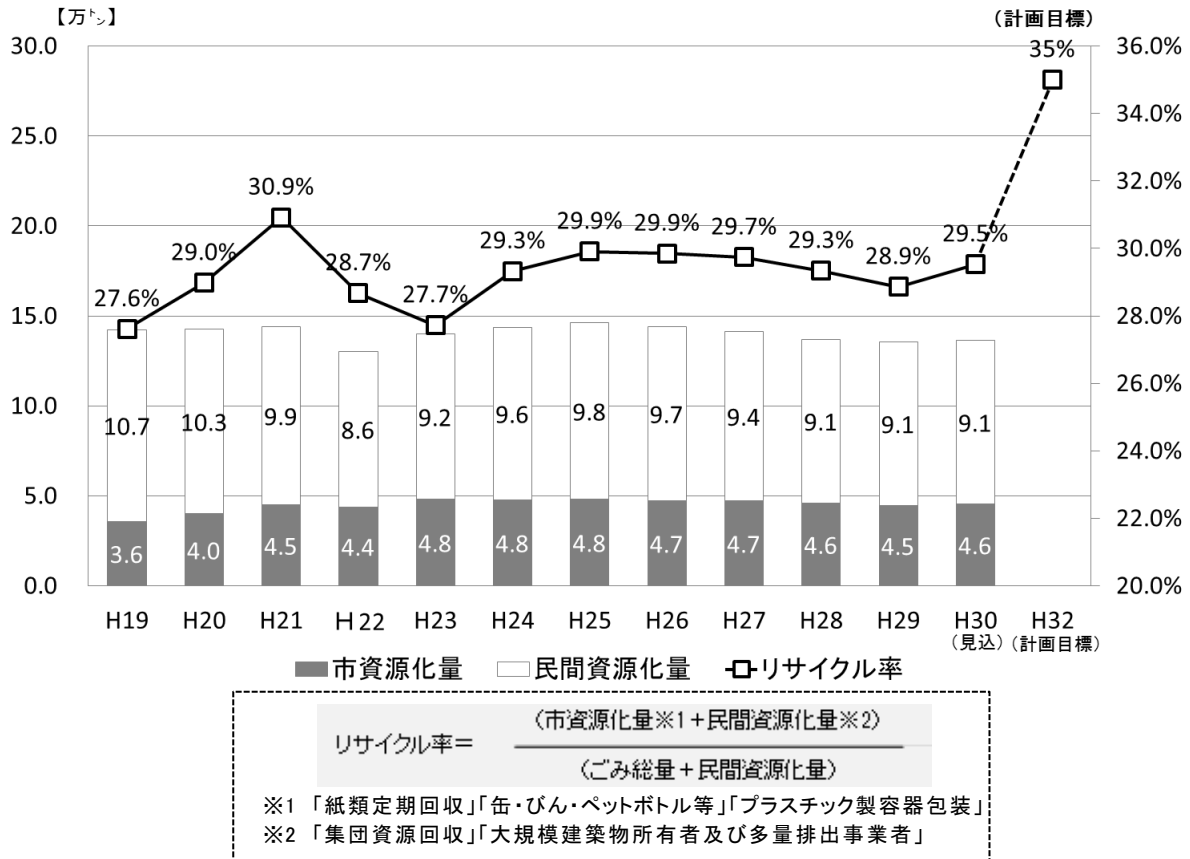
図3 本市が処理するごみ



(2) リサイクル率

リサイクル率については、資源物の排出量（発生量）が減少傾向となっており、計画目標 35%以上は厳しい状況となっている。

図4 資源化量とリサイクル率



(3) 燃やすごみの量

ごみ総量のうち焼却処理した量であり、平成 30 年度は、震災前（平成 22 年度）の量と同程度まで減少する見込みである。

図5 燃やすごみの量

